

○平成25年度内部評価委員会の評価結果

平成25年8月5日に内部評価委員会を開催し、委員6名が参加して、事前評価1題、中間評価1題及び事後評価1題について評価がなされ、その評価結果は下記のとおりです。

なお、評価方法は5段階評価で

- 5：非常に高く評価できる。
- 4：高く評価できる。
- 3：評価できる。
- 2：あまり評価できない。
- 1：評価できない。

としています。また、総合評価が2点以下の課題は、原則として廃止又は中止することとしています。

1 事前評価

調査研究課題：マダニのSFTSウイルス保有状況等に関する調査研究

(実施計画期間：平成26年度～28年度)

| 評価事項 | 委員 | | | | | | 総合評価 (平均値) |
|---|----|---|---|---|---|---|---------------|
| | A | B | C | D | E | F | |
| ① 調査研究目的の妥当性・合理性 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3.8 |
| ② 調査研究内容及び調査研究体制の妥当性・合理性 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3.3 |
| ③ 環境及び保健衛生行政施策に対する反映・寄与の程度 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3.8 |
| ④ 学術的意義又は技術開発に対する寄与・期待の程度 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3.7 |
| ⑤ 県民ニーズに対する対応状況 | 5 | 3 | 4 | 5 | 4 | 3 | 4.0 |
| 総合評価 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3.5 |
| (主な意見) | | | | | | | |
| マダニのSFTSウイルス保有状況、保有率、生息地等を明らかにすることは、県民の不安の解消につながり、医療機関への正確で迅速な情報提供が確立すると期待されるとの意見がありました。また、県民の感染予防対策を推進するための周知方法等については、更なる検討が必要であるとの意見もありました。 | | | | | | | |

2 中間評価

調査研究課題：

鹿児島県におけるつつが虫病及び日本紅斑熱患者の病原体検出に関する調査研究

—患者及び宿主からの分離と感染地域リスクマップの作成—

(実施期間：平成23年度～25年度)

| 評価事項 | 委員 | | | | | | 総合評価 (平均値) |
|--|----|---|---|---|---|---|---------------|
| | A | B | C | D | E | F | |
| ① 調査研究の進捗状況 | 5 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3.5 |
| ② 調査研究内容及び調査研究体制の変更の必要性 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.3 |
| ③ 調査研究継続の妥当性 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.8 |
| 総合評価 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.7 |
| (主な意見) | | | | | | | |
| つつが虫病および日本紅斑熱の全国有数の患者発生県であることから疫学調査は重要であり、今後も定期的かつ継続的な疫学調査を期待されるとの意見がありました。また、感染リスクマップの内容、公表の方法等については、普及啓発のために効果的なものとなるよう検討が必要であるとの意見もありました。 | | | | | | | |

3 事後評価

調査研究課題：航空機騒音の評価手法に関する調査研究

(実施期間：平成22年度～24年度)

| 評価事項 | 委員 | | | | | | 総合評価 (平均値) |
|--|----|---|---|---|---|---|---------------|
| | A | B | C | D | E | F | |
| ① 調査研究目的の達成度 | 4 | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 3.3 |
| ② 環境及び保健衛生行政施策に対する反映・寄与の程度 | 3 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3.3 |
| ③ 学術的意義又は技術開発に対する寄与の程度 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3.8 |
| ④ 県民のニーズに対する対応及び波及効果 | 2 | 3 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2.8 |
| ⑤ 調査研究成果の取りまとめ及び公表の状況 | 4 | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 3.3 |
| ⑥ 今後の発展性 | 3 | 4 | 4 | 3 | 4 | 2 | 3.3 |
| 総合評価 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3.2 |
| (主な意見) 平成24年11月に改訂された「航空機騒音測定・評価マニュアル」に反映され、国の技術的助言を下支えする情報となったことは評価できるとの意見がありました。また、調査結果を県民のニーズに対する対応及び波及効果へどのように取り組むかが課題であるとの意見もありました。 | | | | | | | |

○ 評価結果に対する対応

今後、「内部評価委員会」の評価結果で指摘された課題等について、検討、修正等を行い、専門家及び有識者で構成する「外部評価委員会」（平成23年5月1日に施行）の評価を受けることとしています。その後、両評価委員会の評価結果を踏まえ、調査実施計画の再検討、調査結果の県民のニーズに対する対応を検討することとしています。